

第3部 安全とるおいのある快適空間のまちをつくる

第3部—第1 安全で快適な道路の整備

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

東京外かく環状道路事業の進め方については、「対応の方針」が確実に実施されるよう引き続き国・東京都に強く要請してまいります。特に周辺都市計画道路等の早期整備が課題です。また、都市計画道路の整備に関しては、都市計画道路3・4・13号(人見街道～連雀通り)の整備を進めているほか、みちづくり・まちづくりパートナー事業を活用して3・4・7号を整備しました。また、都施行による調布保谷線については、設計の段階から市民の意見を聴きながら、地域の特性にあった道づくりを進めました。

一方で、従来の自動車中心の道路整備から新たな交通体系への転換を目的に、国の自転車通行環境に関するモデル事業として、かえで通りに自転車道を整備しました。今後は都や近隣区市などとともに、自転車走行空間の研究に努め整備を推進することが必要です。また、安全な歩行空間を確保するため、「あんしん歩行エリア」の整備、主要路線の無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備及び高齢者が安心して歩行できる施設などの設置を推進することが必要です。

さらに、国から譲与を受けた「法定外公共物」は、まちづくりの観点から道路用地としての活用を最優先に、隣接土地所有者や関連部署と調整を行い意向調査等も活用して土地の交換や払下げ等による利活用を図ることが必要です。

● 施策の方向

東京外かく環状道路については、未だに不明確な部分も多い状況にありますが、多岐にわたる課題について柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点で検討し、適切に進捗していくよう国等に要望してまいります。また、市内の幹線道路(都市計画道路)については、特に東京外かく環状道路事業における中央ジャンクション・東八道路インターチェンジ周辺の都施行の優先整備路線等について着実に事業が進捗するよう要望します。その整備にあたっては、環境や景観に配慮した質の高い道路づくりの考え方を軸に、地域のまちづくりとの一体性なども考慮し、近隣区市と連携した広域的な道路行政を推進します。

自動車交通量の変化や、自転車交通の普及拡大などの社会情勢を踏まえ、都市の持続可能性を高めるために新たな交通環境と都市基盤整備としての道路のあり方を研究し、人や車、自転車等すべての通行者にとって安全で快適な都市空間の整備を推進します。また、安全な歩行空間確保を推進します。さらに、市内のバリアフリー化については、平成23年度に策定予定の「バリアフリーのまちづくり基本構想2022(仮称)」に基づき、道路のさらなるバリアフリー化を推進します。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
都市計画道路整備率	41.9%	54.7%	59.9%	65.7%

三鷹市内における都市計画道路の整備率を示す指標です。現在事業中の都市計画道路のほか、東京外かく環状道路の整備に合わせて施行される周辺都市計画道路の整備により、整備率の向上をめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
特定道路(注1)の整備率	63.2%	63.2%	82.6%	85.4%

「特定道路の整備率」により、バリアフリーの道路づくりの進捗状況を示す指標です。道路のバリアフリー化を図ることにより、すべての人にとって安全な道路をめざします。

(注1)生活関連経路(生活関連施設(高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設)相互間の経路)を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものです。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者、関係団体等の役割

- ・ 市民は、都市計画道路整備に伴う周辺のまちづくりのあり方などについて、積極的に参加することにより、「協働のまちづくり」に取り組みます。
- ・ 都は、市と連携を図りながら都市計画道路整備事業を推進します。
- ・ 都は、地域住民の声を聴きながら、道路整備に取り組む必要があります。
- ・ 国は、都と協力しながら、東京外かく環状道路事業に際して「対応の方針」を確実に履行するなど、完成まで責任を持って進めます。

● 市の役割

- ・ 市は、市民及び関係機関の協働によるまちづくりを進め、地区計画等による面的なまちづくりに取り組みます。
- ・ 市は、市が施行する都市計画道路について、引き続き事業を推進します。
- ・ 市は、道路のさらなるバリアフリー化に取り組みます。
- ・ 市は、安全で快適な自転車走行空間の整備に取り組みます。
- ・ 市は、「法定外公共物」の土地交換や払下げについて関係者と調整をしながら対応し、信頼関係の構築に努めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 道路の計画的整備の推進

(1)都市計画道路網の整備の推進	◎ ①都市計画道路網の整備の推進
(2)「生活道路網整備基本方針」の推進	※ ①「生活道路網整備基本方針」に基づく生活道路の整備

2 幹線道路の整備

(1) 主要幹線道路の整備	①東八道路の整備の促進
	②調布保谷線の整備の促進
(2) 幹線道路の整備	◎ ①都市計画道路3・4・7号(連雀通り)整備の促進
	◎ ②都市計画道路3・4・13号(牟礼地区)整備の促進
	◎ ③都市計画道路3・4・11号(北野地区)整備の促進
	◎ ④都市計画道路3・4・12号(牟礼・北野地区)整備の促進
	◎ ⑤都市計画道路3・4・3号(北野地区)整備の促進
	◎ ⑥都市計画道路3・4・9号(三鷹通り~武蔵野市境)整備の促進
	※ ⑦都市計画道路3・4・20号(天文台通り)整備の促進
	※ ⑧都市計画道路3・4・14号(吉祥寺通り)整備の促進
	⑨都市計画道路3・4・19号(調布基地跡地周辺)整備の促進
(3) 準幹線道路の整備	◎ ①区域内幹線道路第2期整備事業の整備 (「第2部-第6 再開発の推進」参照)
	◎ ②市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備
	③人見街道の整備の促進
(4) 幹線道路の交差点等の整備	◎ ①交差点あんしん歩行プラン(仮称)事業の推進
	②交差点すいすいプラン事業の促進

3 生活道路等の整備

(1) 主要生活道路の整備	◎ ①市道第47号線(牟礼地区)等の整備 ②市道第56号線(井の頭地区)の整備
(2) 地域生活道路の整備	①狭あい道路拡幅の推進 ②建築指導との連携の強化
(3) 遊歩道・緑道の整備	①道路施設のデザイン化の推進

4 バリアフリーの道路づくり

(1) バリアフリーの道路づくりの推進	◎ ①バリアフリーの道路整備の推進 ◎ ②架空線の地中化・無電柱化の推進 ※ ③バリアフリー重点整備路線の整備の促進 ④電柱移設等による歩行空間の改善の推進 ⑤歩道の拡幅整備 ⑥ベンチのあるみちづくりの推進
(2) 歩行者の安全確保	①不法占用物件の取り締まり強化 ②歩車道分離の推進 ③交通安全施設(道路反射鏡・標識等)の設置管理

5 道路環境の向上

(1) 良好な沿道環境の形成	※ ①街路灯LED化による照度アップと省エネルギーの推進 ※ ②生活環境に配慮した舗装の整備 ※ ③幹線道路等における低騒音舗装による整備 ④街路樹・植栽の整備
(2) 自転車交通の環境整備	◎ ①自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進 ②駐輪場の整備
(3) 防災機能の強化	①狭あい道路の拡幅整備
(4) まちづくりと一体となった道づくりの推進	◎ ①「あんしん歩行エリア」の整備手法を活用した全市的な整備の推進 ◎ ②まちづくり推進地区の活用 (「第3部-第3 住環境の改善」参照) ◎ ③地区計画制度等の活用 (「第3部-第3 住環境の改善」参照)
(5) 道路環境の自主管理方式の導入	※ ①みちパートナー事業の推進

6 維持・管理の充実強化

(1) 街路樹の維持管理	①街路樹剪定の実施
(2) 道路管理の指導強化	①道路パトロールの充実 ②交通管理者との連携の強化
(3) 公共基準点の管理保全	①公共基準点の管理保全
(4) 橋梁の再生・整備	①橋梁の架け替え・補修 (「第2部-第6 再開発の推進」参照)

7 推進体制の整備

(1) 道路行政の推進	◎ ①法定外公共物の利活用の推進 ※ ②地籍調査の実施 ③道路構造令等の条例化 ④道路用地取得の推進
(2) 広域的道路行政への取り組み	◎ ①東京外かく環状道路等に対する検討と国等への要請
(3) 道路づくり等における市民参加手法の検討	※ ①道路づくり等における市民参加手法の検討
(4) バリアフリーの推進体制の整備	①バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実

V 主要事業

1-(1)-① 都市計画道路網の整備の推進

三鷹市は、近隣市と比較して都市計画道路の整備が遅れている状況にあります。このことは、都市の骨格形成や交通ネットワーク等に大きな影響があるため、重点的に整備を促進します。東京外かく環状道路周辺の都市計画道路等適切なネットワークを図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組むとともに、路線ごとの整備の必要性等についても検討をしていきます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
都市計画道路網の整備の推進	整備の促進	促進					→

2-(2)-① 都市計画道路3・4・7号(連雀通り)整備の促進

三鷹市八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間(約 235m)を新みちづくり・まちづくりパートナー事業(市が、都から委託を受け、測量、用地買収を行い、整備を自費工事として実施する事業)を活用して整備を行います。

また、下連雀七丁目交差点～狐久保交差点付近間約 780mについては、東京都が街路事業に着手しており、引き続き、連雀通りまちづくり協議会等の提案を踏まえ調整を図りながら事業を促進します。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
都市計画道路3・4・7号(連雀通り)整備の促進 三鷹市八幡前交差点～ 下連雀七丁目交差点間 (約 235m) (事業費:約 20 億円)	整備の完了	用地買収			電線地中化工事	築造工事の完了	
下連雀七丁目交差点～ 狐久保交差点付近間約 780m	整備の促進	けた事業化に向けた調整	整備の促進				→

2-(2)-② 都市計画道路3・4・13号(牟礼地区)整備の促進

人見街道～連雀通り間の 466mについて、幅員 16mの都市計画道路を整備します。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
都市計画道路3・4・13号(牟礼地区)整備の促進 (事業費:約 10 億6千万円)	整備の完了	用地買収				・用地買収 ・電線地中化工事 ・築造工事	・築造工事の完了

2-(2)-③ 都市計画道路3・4・11号(北野地区)整備の促進

2-(2)-④ 都市計画道路3・4・12号(牟礼・北野地区)整備の促進

2-(2)-⑤ 都市計画道路3・4・3号(北野地区)整備の促進

第3次事業化計画による優先整備路線に指定されているとともに、東京外かく環状道路の「対応の方針」において、本線の事業とあわせて整備する旨の回答を東京都から得ており、早期の事業化に向けた取り組みを促進していきます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
		23	24	25	26		
都市計画道路3・4・11号 (北野地区)整備の促進	整備の完了	促進					→
都市計画道路3・4・12号 (牟礼・北野地区)整備の促進	整備の完了	促進					→
都市計画道路3・4・3号 (北野地区)整備の促進	整備の完了	促進					→

2-(2)-⑥ 都市計画道路3・4・9号(三鷹通り～武蔵野市境)整備の促進

第3次事業化計画による優先整備路線に指定していることから、今後も事業化に向けた取り組みを推進していきます。

	計画期間(平成 34年)の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
		23	24	25	26		
都市計画道路3・4・9号 (三鷹通り～武蔵野市境)整備の促進	用地買収				→	測量	用地買収
		事業着手に向けた取り組み					

2-(3)-② 市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備

三鷹台駅前通りのバリアフリー化に向けて、市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備を引き続き行います。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
		23	24	25	26		
市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備 (事業費:約3億5千万円)	1、2工区の整備完了	用地取得	→	工電 事線 地中 化	→	1、2工区の整備工事	

2-(4)-① 交差点あんしん歩行プラン(仮称)事業の推進

三鷹市を東西に貫く山中通りは、市民にとって主要な道路となっていますが、部分的に歩道が設置されている箇所についても片側歩道の整備にとどまっています。都市計画道路事業として整備するには長い事業期間と多額の事業費が必要となることから、事業効果が早期に発現する主要交差点部分の整備を先行して行います。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
		23	24	25	26		
交差点あんしん歩行プラン(仮称)事業の推進	一工区(980㎡)整備完了		討 準 備 検	→	計 予 備 設	用地取得 一工区整備	用地取得

3-(1)-① 市道第47号線(牟礼地区)等の整備

牟礼団地の建替えに伴い独立行政法人都市再生機構が東西道路の整備を平成23年度から平成24年度に進めています。さらに、都市計画道路3・4・13号の用地取得に合わせ、市道第47号線(牟礼地区)の整備を図ります。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
		23	24	25	26		
市道第47号線(牟礼地区)の整備	牟礼団地から都市計画道路3・4・13号線までの整備完了				取 用 得 地	用地取得 暫定整備 本整備	

4-(1)-① バリアフリーの道路整備の推進

「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022(仮称)」に基づき道路のバリアフリー化を推進します。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前 期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
バリアフリーの道路整備 の推進	基本構想に基づいたバ リアフリー整備の完了	策 定 の 計 画 の 工 事 整 備					→

4-(1)-② 架空線の地中化・無電柱化の推進

無電柱化の目的は、安全で快適な歩行空間の確保・良好な都市空間の創出・都市防災機能の強化です。電線共同溝等地中化による無電柱化の他、地中化による無電柱化が困難な箇所にも柔軟に対応するため、裏配線や軒下配線等の地中化以外による無電柱化についても検討します。都市計画道路3・4・13号(牟礼地区)、市道第135号線(三鷹台駅前通り)、都市計画道路3・4・19号(調布基地跡地周辺)の3路線を対象として整備を進めます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前 期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
架空線の地中化・無電 柱化の推進	市道3路線の無電柱化	設 計 予 備	1 路 線			1 路 線	1 路 線

5-(2)-① 自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進

市では、かえで通りに自転車道の整備を行いました。東京都も東八道路や調布保谷線に自転車走行空間の整備を行い、そのネットワーク化が図られてきたことから、東京都、三鷹市、府中市、調布市、小金井市による「自転車走行空間に関する協議会」で、シンボルカラーやサインなどの統一に取り組んでいきます。

今後は、国土交通省と警察庁が検討している「安全で快適な自転車利用環境を創出するためのガイドライン」を踏まえて「自転車走行空間ネットワーク整備基本方針(仮称)」を策定し、この方針に基づいてよりよい整備に向けた取り組みを進めます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前 期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
自転車走行空間のネット ワーク化の検討及び 整備の推進	方針に基づいた整備の 推進		検 討	方 針 の 策 定	工 事 整 備		→

5-(4)-① 「あんしん歩行エリア」の整備手法を活用した全市的な整備の推進

交通死傷事故の多い上連雀・下連雀地区が「あんしん歩行エリア」に指定されたことを受け、交通事故の抑制をめざして、平成17年度から平成19年度にかけて整備を行いました。平成20年度に「次期あんしん歩行エリア」に指定されたことを受けて、平成23年度から平成24年度に整備工事を行います。

今後は、「あんしん歩行エリア」に指定されていない地域についても、「あんしん歩行エリア」で行う整備手法を活用して安全対策を積極的に推進します。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前 期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
「あんしん歩行エリア」の 整備手法を活用した全 市的な整備の推進	整備工事の推進	工 事 整 備					→

7-(1)-① 法定外公共物の利活用の推進

平成20年度から平成21年度にかけて隣接土地所有者を対象に行った意向調査等のアンケート調査結果や地域特性を踏まえて、適正な管理とともに積極的に利活用を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
法定外公共物の利活用の推進	法定外公共物の利活用の推進	推進					→

7-(2)-① 東京外かく環状道路等に対する検討と国等への要請

市は、三鷹地区検討会等で市民から提起された課題について、中央ジャンクション蓋かけ上部の整備や周辺の都市計画道路の整備など国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実施されるよう、国・東京都に強く要請します。また、多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点で検討し、外環事業が適切に進捗していくよう国等に要望していきます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
東京外かく環状道路等に対する検討と国等への要請	検討及び国等への要請	検討要請					→

VI 推進事業

1-(2)-① 「生活道路網整備基本方針」に基づく生活道路の整備

「生活道路網整備基本方針」に基づき、生活道路の計画的整備を図ります。歩道の拡幅、段差の解消、ベンチの設置などのバリアフリー化、幹線道路、まちづくり推進地区、地区計画、開発指導と連携した生活道路とのネットワーク化、建築指導と連携した道路の沿道の不燃化など、良好な景観に配慮した安全で快適な生活道路の整備を推進します。

2-(2)-⑦ 都市計画道路3・4・20号(天文台通り)整備の促進

2-(2)-⑧ 都市計画道路3・4・14号(吉祥寺通り)整備の促進

4-(1)-③ バリアフリー重点整備路線の整備の促進

「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022(仮称)」に基づき、都道などの幹線道路の整備に取り組みます。

5-(1)-① 街路灯LED化による照度アップと省エネルギーの推進

街路灯のLED化については、照度アップ及び省エネルギー化の推進という観点から、現在の蛍光灯による街路灯をLED化する改修工事を計画的に行います。

5-(1)-② 生活環境に配慮した舗装の整備

5-(1)-③ 幹線道路等における低騒音舗装による整備

生活環境を改善するために透水性舗装、遮熱性舗装、熱交換性舗装等も採用して整備を進めます。さらに、幹線道路等の振動や騒音等に対応するため、低騒音舗装を積極的に採用します。

5-(5)-① みちパートナー事業の推進

周辺住民等との協働により、市内の道路を対象に日常的な美化活動を行い道路を美しく保つとともに、参加を通じて美化推進意識の向上を図ります。登録団体、清掃区域の拡大をめざします。

7-(1)-② 地籍調査の実施

地籍調査の都内着手率は平成 21 年度で約 67%ですが、三鷹市は、平成 22 年度から国の制度を活用して「都市部官民境界基本調査」を実施しています。これは、地籍調査の基礎資料となる測量作業で、平成 23 年度以降も引き続き実施しますが、この結果を踏まえて計画期間内に国及び東京都と調整を図りつつ地籍調査の推進に努めます。

7-(3)-① 道路づくり等における市民参加手法の検討

東京外かく環状道路中央ジャンクション部において、良好な住環境や農環境等の維持及び創出を図ることができるよう地区計画などの都市計画制度を活用するとともに、蓋かけ部分を含むジャンクション上部の利用方法及び周辺のみちづくり・まちづくりについて、市民参加による検討も行うなど、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう、積極的に取り組みます。

また、外環2の整備の必要性や環境対策等については、住民意見及び三鷹市の意見を十分尊重し、地域特性に合わせた適切な対応が図られるよう、東京都へ要請するとともに、市民意見が反映できる手法を東京都と協議します。

Ⅶ 関係個別計画

- ・土地利用総合計画 2022(仮称)
- ・バリアフリーのまちづくり基本構想 2022(仮称)

本施策記載の都市計画道路等位置図



- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| ① 東八道路 | ⑨ 都市計画道路3・4・20号(天文台通り) |
| ② 調布保谷線 | ⑩ 都市計画道路3・4・14号(吉祥寺通り) |
| ③ 都市計画道路3・4・7号(連雀通り) | ⑪ 都市計画道路3・4・19号(調布基地跡地周辺) |
| ④ 都市計画道路3・4・13号(牟礼地区) | ⑫ 市道第135号線(三鷹台駅前通り) |
| ⑤ 都市計画道路3・4・11号(北野地区) | ⑬ 人見街道 |
| ⑥ 都市計画道路3・4・12号(牟礼・北野地区) | ⑭ 交差点あんしん歩行プラン(仮称) |
| ⑦ 都市計画道路3・4・3号(北野地区) | ⑮ 市道第47号線(牟礼地区)等 |
| ⑧ 都市計画道路3・4・9号(三鷹通り～武蔵野市境) | ⑯ 市道第56号線(井の頭地区) |